

知的障がい児者・自閉症児者のための

# 生活サポート 総合補償制度

生サポは知的障がい児者・自閉症児者の暮らしを支援します。

普通傷害保険(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、  
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

こんな時、安心の生活サポート!

個人賠償責任  
保険金



弁護士費用等  
補償



職業従事中事故  
対応費用補償



補償プラン◎とは

補償プラン◎は一般就労者や就労移行支援および就労継続支援AB型事業所を利用している方、あるいは、病氣入院のご心配は少なく、おもに日常生活中や職業従事中に他人に損害を与えた時の補償、弁護士相談が必要な方におすすめです。

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会  
●●●●●●● サポート協会

ご加入の皆様へ

本書6ページの補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、必ず事前にご確認ください。特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。

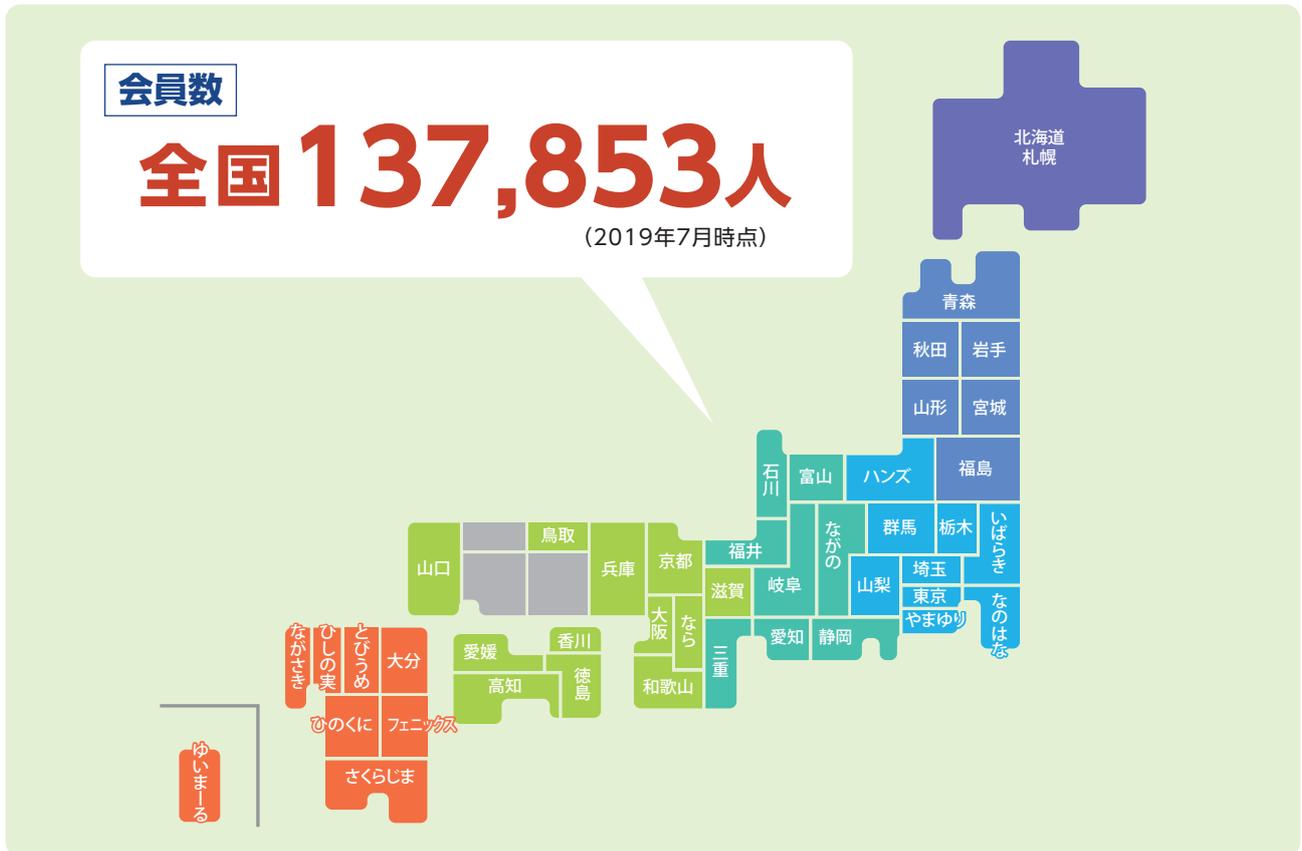
## 全国知的障害児者生活サポート協会とは…

一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会は、2006年(平成18年)11月に、知的障がい児者・自閉症児者とその家族の生活上での**安全・安心と福祉の増進に寄与する事**を目的として設立されました。

当会は、知的障がい児者・自閉症児者の**日常生活に関わる相談支援事業、就労に関わる相談支援事業、権利擁護に関わる相談支援事業の3事業を実施しています。**

助けあうという**互助の精神**を柱に、知的障がい児者・自閉症児者の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。

全国での詳しい活動内容については、当会のホームページ (<https://zensapo.jp/>) をご覧ください。



当会にご入会いただくと、病気やケガによる入院や賠償事故などを補償する「生活サポート総合補償制度」をご利用いただけます。

生活サポート  
総合補償  
制度は…

全国で約**138,000人**のみなさまに  
ご利用いただいている補償制度です。

## 特 長

- 1 虐待などの被害事故・逮捕・勾留に対応するための**弁護士費用**を補償
- 2 **就労中**(※)の**トラブルも補償**(※就労移行支援・就労継続支援A・B型も含む)
- 3 個人賠償は**最高3億円**まで補償
- 4 入院給付金は**既往症や、てんかんも補償**
- 5 **年齢にかかわらず**、知的障がい児者、自閉症児者の方であれば**ご加入**いただけます。
- 6 **24時間安心補償** 日常生活におけるケガや病気による入院を補償します。

例えば…

こんな時にお役に立ちます。

### 弁護士費用等補償

近所の人に定期的に嫌がらせや暴力を受けており、弁護士へ相談し、損害賠償を請求した。(虐待)



お支払  
保険金合計 **350,000円** (法律相談費用)  
(損害賠償請求費用)

### 個人賠償責任保険金

自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い終身常時介護が必要となった。1億3,000万円の賠償。



お支払  
保険金合計 **1億3,000万円**

### 弁護士費用等補償

大きな音に驚き、近くにいた人を突き飛ばしケガをさせてしまった。警察を呼ばれ逮捕。保護者の面会が認められず、弁護士に接見を依頼した。(誤認逮捕)



お支払  
保険金合計 **10,000円** (弁護士接見費用)

### 個人賠償責任保険金

大きな音に驚き手を振り回したため、近くにいた女性の眼鏡を壊してしまい、損害賠償責任を負った。



お支払  
保険金合計 **50,000円**

### 死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金

ガラスに衝突して顔に裂傷を負い、10日間通院した。

⑩通院保険金  
3,000円×10日=30,000円



お支払  
保険金合計 **30,000円**

### 職業従事中事故対応費用補償

思い通りにならず勤務先のスタッフを叩いてケガをさせ、入院させてしまった。お見舞金として10,000円をお支払いした。



お支払  
保険金合計 **7,000円** (見舞金)

### 死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金

トイレで転倒し、左大腿骨頸部を骨折した。45日間入院し手術、退院後リハビリで20日通院した。

⑩入院保険金 5,000円×45日 = 225,000円  
⑪通院保険金 3,000円×20日 = 60,000円  
⑫手術保険金(入院中の手術) = 50,000円

お支払  
保険金合計 **335,000円**

### 入院給付金

嘔吐や腹痛の症状があり受診したところ、腸閉塞とわかり13日間入院した。

入院2日目から ⑦入院諸費用  
4,000円×12日=48,000円

お支払  
保険金合計 **48,000円**

# 生活サポート総合補償制度〈就労\*支援プラン〉

■ご加入に際して健康診断や、医師の診察は必要ありません。

\*「就労」には、就労移行支援および就労継続支援A・B型を含みます。

補償内容		補償項目	1泊2日以上の入院 入院2日目から補償プラン◎
弁護士費用等の補償	<b>弁護士費用等補償</b> 補償期間中に発生した「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への相談費用や損害賠償請求費用をお支払します。また、補償期間中に被保険者が逮捕・勾留された場合の「弁護士接見費用」をお支払します。 〈ご注意〉 購入した物品が10万円以下の場合(消費者被害)や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。	①損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額	200万円
		②法律相談費用 1事故あたり支払限度額(1回1万円限度)	5万円
		③弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額 <b>NEW</b>	1万円
職務中の他人への身体の障害、財物損壊の補償	<b>職業従事中事故対応費用補償</b> 職業従事中(職業または職務に従事している間もしくは職業訓練を受けている間。通勤途上は除く。)に被保険者の行為に起因する偶然な事故により他人への身体の障害、財物の損壊が発生した場合に、引受保険会社の同意を得て被保険者が負担した費用をお支払します。施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払します。	④被害者見舞・治療等費用 ア)見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 イ)被害者の医療処置、入院費用等 ウ)葬祭費用	1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額(3,000円)
		⑤損壊財物復旧費用	
与えた時の補償	<b>個人賠償責任保険金 ※1</b> 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 〈ご注意〉 ・被保険者が法的な賠償責任を負う場合に限り。被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。 ・保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払します。同一の被保険者が特定の行為を繰り返し行う場合等、事故の発生を予見でき「偶然な事故」といえない場合は、補償の対象となりません。	⑥個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額	3億円
入院した時の補償	<b>入院給付金</b> (既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。) 被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含む。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 入院 × 1日目 補償しません ◎ 2日目から補償開始(補償期間中30日限度)	入院2日目から 補償期間中30日限度 ⑦入院諸費用 入院1日につき	4,000円
傷害(ケガ)をしたときの補償	<b>死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金</b> 被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 〈ご注意〉 ・急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。 ・てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは補償の対象となりません。 ・◎入院保険金は「入院給付金」⑦入院諸費用と重複してお支払します。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	⑧死亡保険金	500,000円
		⑨後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて	20,000～500,000円
		⑩入院保険金 入院1日につき(180日限度)	5,000円
		⑪通院保険金 通院1日につき(90日限度)	3,000円
		⑫手術保険金 1事故につき1回	50,000円(入院中) 25,000円(入院中以外)
	<b>地震などによる傷害(ケガ)の補償</b> 被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑧死亡保険金、⑨後遺障害保険金、⑩入院保険金、⑪通院保険金、⑫手術保険金が補償の対象となります。	⑬地震・噴火・津波補償	補償されます
		掛金(1年間)	22,000円

※1 施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」(補償概要をご参照ください。)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・被保険者へお問い合わせください。

※2 他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

注) 以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。【個人賠償責任補償等】

注) 被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなった場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注) 掛金には会費(制度運営費)が含まれています。

## Q & A

よくあるご質問をご紹介します。

**Q** 加入する際に医師の診察が必要ですか？

**A** いいえ。  
医師の診察は不要です。

**Q** 何才から加入できますか？

**A** 年齢制限はございません。  
0才からご加入いただけます。

**Q** 既往症で入院しても、支払い対象になりますか？

**A** はい。  
先天性の疾病に起因する病気や、てんかん発作による入院なども支払いの対象となります。

**Q** 現在治療中なのですが、加入できますか？

**A** はい。  
治療中の方でもご加入いただけます。ただし、入院中の場合は、退院後の新たな入院が支払いの対象となります。中途加入の場合は、待機期間もございますのでご注意ください。

**Q** 中途加入の場合でも口座から引き落としとなりますか？

**A** いいえ。  
中途加入の場合には初年度の掛金は引き落としとなりません。指定の口座へお振込みが必要です。次年度以降は、口座振替となり自動的に補償が継続されます。

## 補償概要

この補償概要の詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

### ●弁護士費用等の補償(国内補償)

#### 弁護士費用等補償

##### ■保険金をお支払いする場合

##### 【損害賠償請求費用・法律相談費用】

被保険者が保険期間中に日本国内において次の①～⑤の被害事故を被ることに伴い、損害賠償請求を行うために損害賠償請求費用を負担した場合、または弁護士等(注1)への法律相談を行うことにより法律相談費用を負担した場合

- ①偶然な事故により被保険者が被った身体の障害または財物の損壊
- ②消費者被害(注2)
- ③被保険者が所有する財物を盗取、詐取または横領されること。
- ④不当解雇
- ⑤虐待(注3)

(注1)弁護士、司法書士または行政書士をいいます。

(注2)被保険者が最終消費者として価格が10万円以上の物品を購入したことにより経済的な不利益を被ることをいい、かつ、その原因が以下の事由、または以下の事由によると疑われるものとする。

(ア)事業者の虚偽または誇大な広告その他事業者による消費者の利益を不当に害する行為  
(イ)事業者による消費者の自主的な選択または合理的な選択を阻害する行為

(注3)虐待とは、障がい者に対する虐待をいい、具体的には以下の行為、または以下の行為に該当すると疑われるものをいいます。

(ア)身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること

(イ)いせつな行為をすること又はいせつな行為をさせること

(ウ)著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言

#### 動を行うこと

(エ)障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(ア)から(ウ)に掲げる行為と同様の行為の放置など、養護を著しく怠ること  
(オ)財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること

#### 【接見費用】

被保険者が保険期間中に身体拘束(逮捕または拘留)され、弁護士への接見(面会)を依頼したことに伴い接見費用を負担した場合、ただし、不起訴または無罪判決となった場合に限りです。

#### ■お支払いする保険金

##### 【損害賠償請求費用・法律相談費用】

1回の被害事故につき、損害賠償請求費用保険金は200万円、法律相談費用保険金については5万円(1回の相談につき1万円)をお支払いの限度とします。なお、被害事故が虐待である場合、初年度契約の保険責任の開始日から180日以内に発生した虐待については保険金をお支払いしません。

#### 【接見費用】

1回の身体拘束につき1万円をお支払いの限度とします。

#### ■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

- 故意または重大な過失
- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 被保険者が受けた診察などの医療行為
- 専ら被保険者またはその使用者の業務の用に供される財物および被保険者またはその使用者の業務に関連して受託した財物の損壊 …など

### ●職務中の他人への身体の障害、財物損壊の補償(国内外補償)

#### 職業従事事故対応費用補償

##### ■保険金をお支払いする場合

被保険者の就業中または職業訓練中の行為による保険期間中の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合

##### ■お支払いする保険金

被害者へお支払いする次の費用の合計額から自己負担額(3千円)を控除した額をお支払します。ただし、お支払いする保険金は、1回の事故につき保険金額を限度とします。

##### ①被害者見舞・治療等費用

(ア)見舞金・見舞品購入費用として負担した費用。ただし、以下の金額を限度とします。

被害者が死亡した場合 10万円

被害者が入院した場合 2万円

(イ)被害者の内科処置、外科処置、X線検査、歯科処置、緊急移送、入院、補てつ装置および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびそれらに伴う交通費など(ウ)葬祭費用

##### ②損壊財物復旧費用

損壊した財物の修理費用。(修理できない場合は再取得費用)

##### ■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかの事由によって生じた損害

- 故意
- 同居の親族に生じた身体の障害または財物の損壊
- 被保険者の使用人が被保険者の事業に従事中に被った身体の障害
- 被保険者の占有を離れた財物、または終了した仕事の結果に起因する身体の障害または財物の損壊
- 財物の目減りまたは原因不明の数量不足
- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、品質劣化など
- 通常の作業工程上生じた修理または加工の拙劣または仕上不良など
- 冷凍・冷蔵装置の電気的・機械的事故、破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化などによる装置内の財物損壊

### ●他人に損害を与えたとときの補償(国内外補償)

#### 個人賠償責任補償

##### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合

●本人(加入者証記載の被保険者)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故

●日常生活に起因する事故

(※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。

##### 被保険者の範囲

①本人(加入者証記載の被保険者をいいます。)

②本人の親権者

③本人の配偶者

④①から③までの同居の親族

⑤①から③までの別居の未婚の子

⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限りです。

⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。

##### ■お支払いする保険金

次の賠償金と費用の額をお支払します。

●損害賠償金(1事故につきご加入の保険金額限度)

●訴訟・弁護士費用など

(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)

(注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。

(注2)被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力をを行います。

(注3)他人の物を損壊した場合、それを新しく購入した金額をお支払いする保険ではありません。破損物の事故日時点での価値(割合額)で算定した損害額または修理費のいずれか低い額のうち、被保険者の責任の割合に応じた額をお支払します。

##### ■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

- 故意
- 地震・噴火またはこれらによる津波
- 職務・アルバイト業務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
- 自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任
- 心神喪失による損害賠償責任
- 同居の親族に対する損害賠償責任
- 他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任 …など

### ●病気やケガで入院したときの補償(国内外補償)

##### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が病気またはケガを被り、その直接の結果として保険期間中に開始した入院が所定の要入院日数以上となった場合

(注1)病気については、保険期間開始以前の発病についてもお支払いの対象となりますが、ケガについては、保険期間開始後に被り、かつ、事故日を含めて180日以内に医師の治療を開始した場合にお支払いの対象となります。

(注2)当制度に中途で加入された場合、病気による入院についてはご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となります。

##### ■お支払いする保険金

##### 傷害疾病入院諸費用保険金

要入院日数以降の入院1日につき傷害疾病入院諸費用保険金日額をお支払します。ただし、保険期間を通じて30日を限度とします。

##### ■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由のいずれかによる病気またはケガ

- 故意または重大な過失
  - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シナーなどの使用によって被った病気またはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払します。
  - アルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって被った病気もしくはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払します。
  - 放射線照射・放射能汚染
  - 妊娠または出産
  - むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 次の事由により被保険者が被ったケガ
- 地震・噴火またはこれらによる津波
  - 自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転 …など

### ●ケガをしたときの補償(国内外補償)

##### ■保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金

##### 死亡保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払します。

(注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払します。

##### 後遺障害保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払します。

(注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、ご加入の死亡保険金額が限度となります。

##### 入院保険金

被保険者がケガにより入院した場合に、「ご加入の保険金日額×入院日数」をお支払します。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)

##### 通院保険金

被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。))した場合には、「ご加入の保険金日額×通院日数」をお支払します。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度)

(※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長骨管・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。

(※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含まれません。

##### 手術保険金

被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払します。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度)

①入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10]

②①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]

##### ■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じたケガなど

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
- 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
- 入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払します。)
- 妊娠・出産・早産
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンククライダー搭乗など)
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染 …など

### ●地震などによる傷害(ケガ)の補償

#### 地震・噴火・津波危険補償

##### ■保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合に、「ケガをしたときの補償」の

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金、手術保険金をお支払します。

## 被保険者(補償の対象者)

知的障がい児者または自閉症児者

## 補償期間(保険のご契約期間)

2020年4月1日から2021年4月1日午後4時までの1年間

## 加入方法・掛金

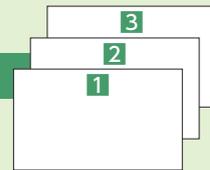
### ■ 新規加入 (4月1日加入)

入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、**1・2・3**を事務局へお出しください。

(**4**はお客さま控です。)

掛金は口座振替となりますので入会申込書兼加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。

■ 掛金… **22,000円**(保険料 19,510円)



口座振替日：5月12日 (金融機関が休日の場合は翌営業日)

締切日：3月10日

[継続加入の口座振替日:毎年5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日)]  
※次年度以降、口座振替により自動的に継続されますので手続きは不要です。



### ■ 中途加入 (3月10日以降に加入される場合)

入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、事務局へお出しください。

(次年度以降、掛金は口座振替となりますので、入会申込書兼加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。)

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

【補償期間:加入日(毎月1日)～  
2021年4月1日午後4時】

締切日…毎月20日

加入日…締切日の翌月の1日

掛金…初年度の掛金は右記の掛金表でご確認のうえ、  
締切日までに指定の口座までお振り込みください。

※中途加入の場合、初年度の掛金は口座振替できません。

※次年度以降、口座振替により自動的に継続されますので手続きは不要です。

\*掛金には制度運営費が含まれています。

\*保険料は過去の実績等をもとに加入者10,000名以上の場合の多数割引を適用したものです。

2019年9月1日現在

加入日	掛金表(保険料)
5月1日	19,810円(17,480円)
6月1日	18,080円(15,900円)
7月1日	16,330円(14,310円)
8月1日	14,580円(12,710円)
9月1日	12,840円(11,130円)
10月1日	11,100円(9,540円)
11月1日	9,350円(7,950円)
12月1日	7,610円(6,360円)
1月1日	5,870円(4,780円)
2月1日	4,100円(3,170円)

※加入日が3月1日の設定はありません。

\*当制度に保険期間の途中で加入した場合、入院給付金(4ページ)のお支払い対象期間は下表のとおりとなります。病気による入院については、ご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となりますのでご注意ください。



## 用語の説明

ケガ	<p>急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと</li> <li>●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと</li> <li>●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、保険金支払いの対象となりません。</li> </ul>
手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの手術は補償の対象になりません。
被保険者	保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方をいいます。
保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。

## 【ご加入の流れ】

### 新規加入者 (昨年の現金申込者含む)

3月10日までに

入会申込書兼加入依頼書を事務局までご提出ください。

4月1日

補償が開始されます。

5月上旬

加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。

5月12日

ご指定の銀行もしくはゆうちょ銀行口座より掛金が引落しされます。(休日の場合は翌営業日となります。)

2021年2月頃

今年加入された方は継続確認の案内が送付されます。同じご契約内容で継続される方は新たな加入手続きは不要です。

### 中途加入者

毎月20日までに

入会申込書兼加入依頼書を事務局までご提出ください。7ページの掛金表をご確認のうえ、掛金をお振込みください。

翌月1日

補償が開始されます。

補償開始翌月上旬

加入者証が加入者住所に送付されます。

2021年2月頃

継続案内が送付されます。

中途加入の場合、初年度の掛金はお振込みが必要です。次年度以降は、口座振替により自動的に継続されますので、手続きは不要です。

### 継続加入者

2月頃

継続案内が送付されます。  
(ご契約内容を変更される場合は、専用の返信用ハガキに必要事項をご記入のうえ署名、捺印して返信してください。ご契約内容の変更のない場合は返信不要です。)

4月1日

補償が開始されます。

5月上旬

加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。

5月12日

ご指定の銀行もしくはゆうちょ銀行口座より掛金が引落しされます。(休日の場合は翌営業日となります。)

2021年2月頃

継続案内が送付されます。

#### 【個人情報の取扱いについて】

契約者である団体は、入会申込書兼加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書にてご確認ください。

#### 次の場合、下記へご連絡ください。

- (1) 補償期間中にこの制度の対象となる事故(ケガや病気、個人賠償事故等)にあわれた場合は、担当代理店・扱者または引受保険会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。
- (2) 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
- (3) 保険の内容あるいは手続きについてのお問い合わせ
- (4) 団体の構成員(会員)でなくなった場合(補償を継続できなくなるため)

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

#### 加入に関するお問い合わせ先

##### ■事務局

(加入依頼書等送付先)

一般社団法人●●●●●●●●サポート協会

#### 補償に関するお問い合わせ先

##### ■担当代理店・扱者

株式会社ジェイアイシー

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F

TEL:03-5321-3373

FAX:03-5321-4774

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

##### ■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

東京第二プロチャネル営業部

〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階

TEL:03-6894-9110

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)